

市からの連絡帳



募集

農業振興計画推進委員

市内の農業振興に関する課題などについて検討する。

会議 年間3・4回(予定)平日昼間開催

資格・募集人数 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方・3人

Ⓐ作文による選考。「市内農業について思うこと」を400字程度にまとめ、住所・氏名・電話番号・生年月日・性別・職業を明記し、8月16日(月)(消印有効)までに、〒202-8555 市役所産業振興課へ郵送

謝礼 1回2,000円

任期 9月29日(水)～平成24年9月28日(金)

ほかの審議会等委員との兼任はできません。

産業振興課 保(☎438-4044)

中学・高校生年代 イベントプロジェクト

～企画・運営高校生年代スタッフを募集～

児童館では、平成23年2月19日(土)に中学・高校生年代を対象としたイベントを実施するため、内容を企画・運営するスタッフを募集します。

なお、市(☎)にしとうきょうキッズ!で過去の様子を公開しています。

Ⓐ市内在住、または近隣高等学校の生徒・高校生年代の方

Ⓑ8月3日(火)～9月27日(月)までに下記Eメール、または中町児童館、田無柳沢児童センターへ

◆第1回高校生スタッフ会議

時 9月28日(火)午後6時から

場 イングビル3階

問 中町児童館(☎422-8800)

田無柳沢児童センター(☎464-3844)

✉ jidoukan@city.nishitokyo.lg.jp
児童青少年課 田(☎460-9843)

NPO等企画提案事業

～平成23年度新規事業を募集～

NPOや任意団体などから事業の企画提案をしていただき、選考審査により採用された事業を、市との協働により実施します。提案団体と市とで協力し合って事業を進めることで、市内の協働を一層促進させることを目的としています。

採用された事業には、事業経費に対して補助金を交付します。

募集事業 ボランティア・市民活動の普及、促進を目的とする事業

地域の課題を解決する先駆的な事業

多様化する市民ニーズに応える市民活動団体ならではの事業

実施時期 平成23年4月～平成24年2月に実施してください。

補助金 1事業につき20万円(税込)を上限とします。

応募資格 次の要件をすべて満たす公益活動を目的とする団体で、法人格の有無は問いません。

市内を中心に活動している団体

5人以上の会員で組織し、活動を継続できる見込みがある団体

応募した事業の企画、実施、結果報告までを責任を持ち実行できる団体

宗教または政治活動を目的としない団体

暴力団、もしくはその構成員の統制下でない団体

特定の個人または団体の利益の増進を目的としないこと

特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと

受付期間 8月2日(月)～10月29日(金) 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日は除く)

Ⓐ協働コミュニティ課(保谷庁舎3階)へ関係書類を直接持参。

詳細は、協働コミュニティ課で配布する募集要項をご覧ください。市(☎)からもダウンロードできます。

協働コミュニティ課 保(☎438-4046)

平成22年度犯罪被害者に関する標語

応募資格 どなたでも応募できます。原則1人1点(未発表オリジナルのものに限る)

Ⓐ作品に、氏名(ふりがな)・住所・電話番号・性別・年齢・職業(高校生以下の方は、学校名・学年)を明記し、8月11日(水)(消印有効)までに、郵便・ファックス・内閣府(☎)から下記へ

Ⓑ内閣府犯罪被害者等施策推進室標語募集係

(〒100-8970千代田区霞ヶ関3-1-1合同庁舎4号館4階・☎03-3581-1162・FAX03-3581-0902)

内閣府(☎) <http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>

協働コミュニティ課 保(☎438-4046)

審議会等会議

第8回産業振興マスタープラン策定委員会

時 8月2日(月)午後5時30分から

場 保谷庁舎別棟

Ⓐ産業振興マスタープランの策定[※]

定 5人

産業振興課 保(☎438-4041)

防災会議

時 8月3日(火)午後2時から

場 防災センター5階

Ⓐ総合防災訓練、地域防災計画の一部修正[※]

定 5人

危機管理室 保(☎438-4010)

下水道審議会

時 8月4日(水)午後2時から

場 保谷庁舎1階

Ⓐ下水道使用料[※]

定 5人

下水道課 保(☎438-4058)

西東京市小中学校通学区見直し等に関する地域協議会

時 8月4日(水)午後2時から

場 中原小学校2階

Ⓐ通学区の現状[※]

定 10人

教育企画課 保(☎438-4070)

使用料等審議会

時 8月4日(水)・10日(火)

午前10時から

場 田無庁舎3階

Ⓐ平成22年度審議案件[※]

定 5人

企画政策課 田(☎460-9800)

第2回環境審議会

時 8月11日(水)午後3時から

場 エコプラザ西東京

Ⓐ組織作り・連携の方向性

定 5人

環境保全課 保(☎438-4042)

あなたの声を…

～市民意見提出手続き(パブリックコメント)～
寄せられたご意見や検討結果をお知らせします

下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。全文については、市(☎)をご覧ください。

ひばりヶ丘駅北口地区街並み再生方針(案)【抜粋】

都市計画課 保(☎438-4050)

【公表日】7月26日(月) 【意見募集期間】5月25日(火)～6月24日(木) 【意見件数】23件(7人)

意見概要	市の検討結果
敷地の統合・建物の共同建て替えについては、所有権の権利関係などの問題から反対である。(件数:1件)	敷地統合・建物の共同化については、土地の有効活用方策の1つの選択肢として貢献項目に含めているものであり、必ず行っていただくものではありません。権利者間で所有形態などの権利関係を含め合意が整った区域に限り、敷地統合・建物の共同化を行っていただくものです。
南口には、大型商業施設のバルコや、西友、ヒバリタワー、パークシティが新しさを印象付けていて、これらの建物と北口の建物とのアンバランスが独特な街を作りあげているので、その調和を守っていく必要がある。(件数:1件)	平成17年3月に策定した、「ひばりヶ丘駅北口地区まちづくり基本構想」においても、南口との対比を基本方針としており、これに沿って街並み再生方針を作成しています。
私道に壁面後退を設定しているが、それは可能なか。(件数:1件)	壁面後退(建築物の壁面の位置の制限)は、建築敷地に対してかかる制限であるため、公道、私道の区別なく設定することが可能です。
複数の壁面線に挟まれた敷地については、壁面後退により建築敷地が小さくなり、再建築にあたって非常に大きな影響が出るのではないか。(件数:1件)	壁面後退距離については、地元の方の意見を参考にしながら、将来、建物の再建築の際に過大な負担にならないよう設定しています。
現在戸建住宅に住んでいる権利者が、都計道の買収に絡んで都計道沿道や残地で建て替えて、今のまま戸建住宅に住み続けたいと考えている場合でも、1階に商業施設を入れなければならないか。(件数:1件)	意見を踏まえ、現在戸建住宅に住んでいる権利者で、都計道整備後もそのまま戸建住宅など1階を住宅として住み続けたい場合に限っては、例外的に認める方策を検討します。
別途基準を定めるとあるが、それはいつ、どのように定めるのか。(件数:1件)	別途基準とは、今後地区計画を策定する際に必要な地区計画運用基準などを想定しています。意見を踏まえ、誤解が生じないような記述に修正します。